

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則及び永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年3月21日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第6号

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則及び永平寺町会計年度任用職員単純労務職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年永平寺町規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第11条の2」に改める。

第8条の2中「条例第7条の2」を「条例第7条の3」に改める。

第2章中第11条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、町長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第10条の2第1項において準用する給与条例第19条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲(勤勉手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第13条の2第1項において同じ。)、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、町長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第16条の2第1項において準用する給与条例第19条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

3 前条第3項の規定は、条例第16条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第18条第3項の規則で定める額について準用する。

附則に次の1項を加える。

5 この規則の施行の日前年度において、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条及び第13条の規定により給料及び報酬を受けていた会計年度任

用職員で、引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員に限り、その者の前年度の在職期間は勤勉手当を決定するための在職期間に含めるものとする。
(永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 永平寺町会計年度任用単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年永平寺町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「超過勤務手当、及び期末手当」を「超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。